

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等 一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱

平成25年4月30日理事長決裁

(設置)

第1条 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定）により一般競争入札を行う場合の入札参加資格の決定、確認その他一般競争入札に関する事項を取り扱うことを目的として、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

第2条 委員会は、一般財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者選定要領（昭和52年11月18日制定）第2条に定める別表に掲げる指名競争入札等参加資格者選定委員会を活用する。

(委員長、副委員長及び職務代理者)

第3条 委員長は、委員会の会議の議長となり、委員会の事務を掌理する。

2 委員長に事故があるときは、その職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を置くことができる。

3 職務代理者は、委員長がこれを指名する。

(臨時委員)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、第2条に定める委員以外の職員を臨時に委員として委員会に出席させることができる。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じこれを招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係職員に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務を担当する部課)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この要綱は、平成25年4月30日から施行する。